

取調べの可視化を求める会長声明

わが国の取調べは、弁護士の立会いを排し、完全な密室で行われている。しかも、取調べ過程を事後的に客観的に検証する制度もない。また、現在の裁判所における刑事裁判の審理も、そのような密室での取調べにおける被疑者の供述調書に大きく依存している状況にある。そのため、捜査官による威圧や利益誘導などの違法・不当な取調べを誘発しやすく、その結果、虚偽自白が誘発され、多くのえん罪が生み出されてきたことは歴史の示すところである。

茨城県下で発生したいわゆる布川事件においても、強盗殺人事件として無期懲役が確定した際の証拠は被告人の自白と現場の目撃証言のみであり、当初から虚偽自白によるえん罪の可能性が指摘されていたが、2009（平成21）年には再審開始が確定していて、自白の状況が問題となっている。

また、最近では、2010年（平成22年）3月26日、幼女誘拐・殺人・死体遺棄事件（いわゆる足利事件）の再審請求事件で、女兒を殺害したとして無期懲役が確定していた菅家利和さんに対し、宇都宮地方裁判所は、無罪の判決を言渡し（即日確定）、えん罪であったことが証明されている。その他にも、鹿児島県下では、公職選挙法違反の事件で、多くの者が虚偽の自白を強いられ、6人もの人々が違法・不当な取調べに耐えかねて虚偽の自白をしていたことが無罪判決で認定され（志布志事件）、佐賀県下では、連続殺人事件について、任意取調べの名のもとに深夜にまで及ぶ17日間の取調べを受け、犯行を認める旨の虚偽の上申書を書かされており、裁判所から、取調官の強制と誘導によって書かされたもので重大な違法性があると厳しく指弾されて、無罪判決が言い渡されている（北方事件）。富山県下では、強姦及び強姦未遂事件で、警察の任意の取調べを受けた際、捜査官から、家族が見放しているなどの虚偽の事実を告げられたり、実母の写真を見せられるなど心理的圧迫が加えられて自白を迫られるなどの不当な取調べにより、自ら犯人であることを認める虚偽の自白に追い込まれて、懲役3年の実刑判決により服役していたが、後になってたまたま真犯人が犯行を認めたことから無実が明らかとなり、再審無罪判決に至っている（氷見事件）。このように、わが国では、密室での取調室中に、脅迫、不当な誘導などの違法捜査により虚偽の自白調書が作成され、それに基づき無実の人間が起訴され長期間身柄

を拘束されるというえん罪事件が立て続けに発生している状況にあり、これを防ぐ対策をたてるべき事はわが国の急務である。

他方でえん罪を導くような捜査手法は、真犯人を取り逃がすことにも繋がっており、真相の早期解明の面からも被害者救済の面からも早急に改められなければならないことである。

またわが国では、取調べが密室で行われていて、取調べ状況を後日客観的に検証する方法がないため、現在の刑事裁判においては、被告人が、自白を強要されたことや、自白が虚偽であることを訴えて争った場合（自白調書の任意性、信用性が争点となった場合）、取調べに当たった警察官、検察官の証人尋問や、被告人質問を、延々で行わざるを得ないが、このことが、裁判の長期化の原因ともなっていて、たとえ、後日無罪が確定しても、取り返しのつかない人権侵害となってしまう。

以上の事実からも、密室での取調べに依存したわが国の刑事手続が破綻していることは、連日の報道を待つまでもなく明らかである。今や世界的な潮流を見ても、密室取調べの弊害に対する反省から、イギリス、アメリカの多くの州、イタリア、オーストラリア、香港、台湾、韓国、モンゴル等で取調べの録画や録音を義務付ける改革が既に行われている。

更にわが国では、平成21年5月21日から一般市民が直接刑事裁判に参加する裁判員裁判制度が始まっているが、この裁判員裁判制度の定着のためにも、取調べの全過程可視化が不可欠である。これまでのような公判の運営で裁判が長期化すれば、裁判員に過大な負担を課すことになるし、裁判員が取調べ状況を十分把握しきれないため、誤って被告人に対しえん罪の判断をしてしまった場合、被告人に取り返しのつかない苦痛を与えるだけでなく、裁判員に対しても生涯苦しみ悩むような負担を与えかねないのである。

現在、捜査機関においても、可視化の重要性自体は認識し始めているようで、取調べの「一部」録画・録音を試行している。しかしながら、この捜査機関の方法では、録画・録音がなされていない場面については全く問題の解決になっていないだけでなく、捜査機関にとって都合のよい自白獲得後の場面のみが録画・録音され自白に至った経過が録画・録音されないときは、かえって自白の信用性判断を誤る危険性が增大する。また、捜査機関は2008（平成20）年に入って取調べ適正化のための監督制度を導入するに至ったが、同じ組織内の身内による監督にすぎず、

密室の取調べの弊害を解消するものとは到底いえない。先に述べたいわゆる布川事件においても、被告人らの自白については、録音したテープが証拠として提出され、確定判決においても、これが自白の信用性を認める重要な根拠となっていたのであるが、その再審開始決定においては、自白の信用性が否定されているのであり、一部の録画・録音の危険性を示している。

以上の次第で、取調べについては、その全過程の録画・録音が必要不可欠であり、当会では既に2008（平成20）年4月16日に取調べの全過程可視化を求める会長声明を発し、同年6月4日には、参議院においても、被疑者の取調べの全過程の録音・録画を捜査機関に義務づけ、これに違反して作成された供述調書の証拠能力を否定する法案が可決されるに至っていたのである。しかし、残念ながら、同法案は衆議院で審議未了廃案となり、現在に至るもわが国では、取調べの全過程可視化は実現していない。

よって、当会は、再度、国会に対して、取調べの全過程の録画・録音を実現させる法案を速やかに成立させることを求めるとともに、裁判所に対しては、取調べ全過程の録画・録音等の客観的な資料がない限り、その供述調書の任意性・信用性を否定する厳格な運用を確立するよう求めるものである。

2010（平成22）年5月18日

茨城県弁護士会

会 長 秋 山 安 夫